

軽井沢町
徴収手続き・申告等
に関する説明会



令和8年3月23日（月）・24日（火）

軽井沢町役場 税務課

目次

1. 宿泊税の申告納入について
2. 電子申告・電子納税について
3. 帳簿・書類の整備等について
4. 報償金について
5. お知らせ事項

目次

1. 宿泊税の申告納入について
2. 電子申告・電子納税について
3. 帳簿・書類の整備等について
4. 報償金について
5. お知らせ事項

1. 宿泊税の申告納入について

申告手続き

特別徴収義務者は、原則、**毎月末日までに**、前月に徴収すべき宿泊税について、宿泊施設ごとに、申告及び納入の手続きが必要です。

- ✓ 月末が土曜日、日曜日又は祝日にあたるときは、次の平日が納入の期限になります。
- ✓ 12月の納入期限は翌年1月4日（この日が土曜日、日曜日又は祝日にあたるときは、次の平日）です。

下記2つの書類を提出
してください！



【提出書類】

- 宿泊税納入申告書（様式第1号）
- 課税対象及び課税対象外の宿泊数が宿泊年月日ごとに記入された書類（宿泊税月計表※など）※ 記載項目が同様のものであれば、任意の様式で可

1. 宿泊税の申告納入について

宿泊税納入申告書 (様式第1号)

HPよりダウンロード可能です！

1	申告年月	令和	8	年	●	月分				
	区 分	宿 泊 数				税 率	税 額			
	1人1泊6千円以上 1万円未満の宿泊					泊	300円			円
	1人1泊1万円以上 10万円未満の宿泊					泊	250円			円
	1人1泊10万円 以上の宿泊									
	課税対象外									
備考	(1)									
	(2)									
	(3)									

実際の様式には、**3か月分**入力欄があります。
これは、**申告納入期限の特例 (P.11) の適用を受けている場合に使用**します。
特例の適用を受けていない場合は、**1か月分のみ**記載してください。

1 「申告年月」

申告の前提となる宿泊行為があった年月（**納入申告書の提出月の前月**）を記載してください。

例：提出期限が令和8年7月末日の申告・・・「令和8年6月分」と記載
提出期限が令和8年8月末日の申告・・・「令和8年7月分」と記載

1. 宿泊税の申告納入について

宿泊税納入申告書 (様式第1号)

HPよりダウンロード可能です！

申告年月	令和	8	年	●	月分		
区分	2 宿泊数				税率	3 税額	
1人1泊6千円以上 1万円未満の宿泊				泊	300円		円
1人1泊1万円以上 10万円未満の宿泊				泊	350円		円
1人1泊10万円 以上の宿泊				泊	800円		円
課税対象外				泊			
備考	(1)			泊			
	4 (2)			泊			
	(3)			泊			

2 「宿泊数」：それぞれの区分に対する宿泊数を記入してください。

3 「税額」：宿泊数に税率を乗じた額を記載してください。

4 「備考欄」：次の区分による課税対象外の宿泊数の内訳を記入してください。

(1) 1人1泊6千円未満の宿泊

(2) 軽井沢町宿泊税条例第3条の規定により課税免除される宿泊

(3) 外国の大使等の任務遂行に伴う宿泊

1. 宿泊税の申告納入について

宿泊税月計表

HPよりダウンロード可能です！

- 課税対象の宿泊数を税区分ごと・日ごとに記載してください。
- 課税対象外の宿泊数とその下記内訳を日ごとに記載してください。
 - 1人1泊6千円未満
 - 課税免除（うち外国大使等課税免除）
- それぞれの合計宿泊数を記載してください。

日付	宿 泊 数						
	課税対象			課税対象外			
	1人1泊6,000円～1万円未満	1人1泊1万円～10万円未満	1人1泊10万円以上	課税対象外計 ①+②	1人1泊6千円未満 ①	課税免除 ②	うち外国の大使等の任務遂行
1							
2	1 税区分ごと・日ごとの課税対象宿泊数			2 日ごとの課税対象外宿泊数			
3							
...							
31							
計	3 合計宿泊数						

納入申告書の内訳資料として必ず添付してください。記載項目を満たしていれば任意の様式で結構です。

1. 宿泊税の申告納入について

宿泊税月計表

P.7の内容に加えて、
下記の内容が記載してあれば**任意の様式**で問題ありません。

宿泊税特別徴収
義務者証票

- ① 申告の前提となる宿泊行為があった年月
- ② 証票番号（宿泊税特別徴収義務者証票（※）の
右上にある番号を記載）
※特別徴収義務者の申請を行った施設へ、5月中旬頃
から順次発送します
- ③ 施設の名称又は届出番号（※）
※住宅宿泊事業の場合、住宅宿泊事業の届出受理の際
に発行される標識に記載された届出番号を記載してく
ださい。

(様式第4号) (第7条関係)

第 号

軽井沢町
宿泊税特別徴収義務者証票

軽井沢町宿泊税条例に定める特別徴収義務者であることを証する。

Accommodation Tax
Special Collection Agent Certificate

Verified as a special collecting agent as written in
the Karuizawa Town Accommodation Tax Ordinance.

Town of Karuizawa

1. 宿泊税の申告納入について

提出方法

次のいずれかの方法で提出してください。

- eLTAXを利用した電子申告 **推奨**
- 軽井沢町へ郵送又は持参

メール
は不可



a. 郵送

下記住所へ郵送してください。

「宿泊税納入申告書在中」と記載！

〒389-0192 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1
軽井沢町役場 税務課 地域振興税係 宛

税務課②



b. 窓口

軽井沢町役場 税務課2番窓口に出してください。

1. 宿泊税の申告納入について

納入手続き

次のいずれかの方法で納入してください。

- eLTAXを利用した電子納税

推奨

入湯税も電子納税が可能です！ぜひご利用ください。

- 「宿泊税納付書（※）」により納入

下記いずれかの金融機関にて納入いただくと**手数料がかかりません**。

- 軽井沢町役場 会計課（①番窓口）
- 八十二長野銀行 本店・支店
- 上田信用金庫 本店・支店
- 長野県信用組合 本店・支店
- 佐久浅間農業協同組合 軽井沢支店

※宿泊税納付書

窓口にて申告書をご提出いただいた方に、**その場でご用意**いたします。

郵送で提出書類をご提出された方で納付書が必要な場合は、**返送用封筒（切手を貼り、宛名を記載した状態）**を同封のうえ、**納付書が必要である旨を記載**してください。

- 下記口座へ振り込み

八十二長野銀行 中軽井沢支店 普通預金 口座番号 24番

口座名義人：軽井沢町

振込手数料はご負担ください

1. 宿泊税の徴収方法について

申告の特例措置について

令和9年～13年における適用要件についてはHPをご確認ください。

下記の条件を満たす場合、申請により3か月分をまとめて申告・納入することができます。

内容	令和8年度	平年時
納入額	令和8年6月～8月の納入額が 60万円 以下	適用年の前々年の12月～前年の11月の納入額が 360万円 以下
経営開始登録日	いずれも下記期日より前に行われている ①経営開始: 令和7年10月1日 ②特別徴収義務者としての登録の申請: 令和8年6月6日	いずれも下記期日より前に行われている ①経営開始:適用年の 前年の1月1日 ②特別徴収義務者としての登録の申請:適用年の 前年の9月1日
その他	令和8年6月1日以後に ・宿泊税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定を受けていないこと ・その他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること。	適用年の前年の1月1日以後に ・宿泊税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定を受けていないこと ・その他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること。
	・町税に係る徴収金を滞納していないこと。 ・以前この指定を取り消されたことがある場合は、取り消されてから1年以上経っていること。	

1. 宿泊税の徴収方法について

申告の特例措置について

HPに掲載します

特例措置の適用を申請する場合は、「**宿泊税の納入申告書の提出期限及び納入期限に係る特例の適用者指定申請書（様式第2号）**」を、適用を開始しようとする月の**前々月末日までに提出する必要があります。**

特例の適用対象月	特例の適用を受けた場合の申告納入期限	特例適用の申請期限
1 2月～2月 宿泊分 (1～3月申告納入分)	3月末日	1 1月末日
3～5月 宿泊分 (4～6月申告納入分)	6月末日	2月末日
6～8月 宿泊分 (7～9月申告納入分)	9月末日	5月末日
9～1 1月 宿泊分 (1 0～1 2月申告納入分)	1 2月末日	8月末日

特例適用の指定を受けた場合は、その取消しが無い限り、次年度以降も特例の適用は継続されます。



目次

1. 宿泊税の申告納入について
- 2. 電子申告・電子納税について**
3. 帳簿・書類の整備等について
4. 報償金について
5. お知らせ事項

2. 電子申告・電子納税について

eLTAXとは

eLTAXホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/eltax/gaiyou/flow/>

eLTAX（エルタックス）とは、地方税ポータルシステムの呼称です。

次の手続きは、eLTAXを利用してご自宅やオフィス等で行うことができます。

- 宿泊税納入申告書の提出（電子申告）※月計表も添付可能
- 宿泊税の納入（電子納税）

PCdeskとは

- PCdesk（ピーシーデスク）とは、無料で利用できるeLTAX対応ソフトウェアです。
- PCdesk はeLTAX ホームページから取得できます。



2. 電子申告・電子納税について

事前準備

【電子証明書の準備】

eLTAX では、申告データ等が特別徴収義務者または代理人によるものであること及びデータの改ざんがないことを確認するため、**申告データ等に電子署名を付与し、電子証明書を添付する必要があります。**

個人の方：マイナンバーカードを使用

法人の方：代表者の方のマイナンバーカードを使用

そのほか、利用できる電子証明書は、eLTAX ホームページをご確認ください。

eLTAX ホームページ
「電子証明書の準備」
<https://www.eltax.lta.go.jp/eltax/junbi/denshisyoumeisyo/>

ICカードの電子証明書を読み取るための機器（ICカードリーダー）と、それを使用するためのソフトウェア（デバイスドライバ）が必要になります。

2.電子申告・電子納税について

手続きの詳細は、軽井沢町ホームページの
電子申告・電子納税の手引き
をご確認ください。



[トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [くらし・手続き](#) > [税金](#) > [宿泊税](#) > [宿泊税](#) > [申告・納入について](#)

不明点等あれば、お気軽にお問い合わせください。

軽井沢町でお答えできる範囲については、ご案内いたします。

※細かい運用についてはeLTAXヘルプデスクをご案内する可能性がございます。

目次

1. 宿泊税の申告納入について
2. 電子申告・電子納税について
- 3. 帳簿・書類の整備等について**
4. 報償金について
5. お知らせ事項

3.帳簿・書類の整備等について

帳簿等の記載・保存

特別徴収義務者は、

- ・ 宿泊税の記録として**帳簿**をつけ
- ・ 売上傳票などの**書類**を残してください。

どちらも
5年間保存！

記載内容は以下の通りです。

区分	宿泊年月日	宿泊料金	宿泊者数	課税対象となる宿泊者数	課税免除の対象となる宿泊者数	宿泊税額
帳簿	○	○	○	○	○	○
書類	○	○	○			○

3.帳簿・書類の整備等について

帳簿：記載内容が網羅されたものであれば、業務上作成している帳簿等（総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、買掛金元帳、売上帳、仕入帳等）をもって「帳簿」とできます。

書類：記載内容が網羅されたものであれば、業務上作成している書類等（棚卸表、貸借対照表、損益計算書、契約書、領収書、予約表等）をもって「書類」とできます。

電子データでの保存

帳簿や書類をパソコン等で作成している場合は、紙ではなく電子データで保存することができます。

例：宿泊管理システム、会計ソフト、Excelデータ、PDFデータ
※規則で定める方法に従って保存する必要があります。



3. 帳簿・書類の整備等について

領収書への表示

- ・ 宿泊料金の領収書等には、宿泊税の名称とその額の表示をお願いします。
- ・ 日本語表記は「宿泊税」、英語表記は「Accommodation Tax」です。

※ 宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税額分も消費税の課税対象となる場合がありますのでご注意ください。

【例1】 合計の内訳に宿泊税額を計上する場合

領収書		
〇〇〇様		〇〇〇号室 人数 1名
日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	宿泊税	300円
	合計	11,300円

【例2】 宿泊税額を別に計上する場合

領収書		
〇〇〇様		〇〇〇号室 人数 1名
日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	合計	11,000円

上記のほか、宿泊税額300円を領収しました。

【例3】 客室料金に宿泊税額を含める場合

領収書		
〇〇〇様		〇〇〇号室 人数 1名
日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	11,300円
	合計	11,300円

上記金額には、消費税額等1,000円及び宿泊税額300円が含まれています。

目次

1. 宿泊税の申告納入について
2. 電子申告・電子納税について
3. 帳簿・書類の整備等について
- 4. 報償金について**
5. お知らせ事項

4. 報償金について

特別徴収義務者報償金

- ・ 交付時期：年1回

交付率について変更となる可能性がございます。

期間（納入月）	交付率（納期内納入額に乗じる）	
令和8年7月 ～令和13年6月分 （制度開始5年間）	算定期間におけるすべての申告及び納入を納期内に行った場合	<u>3.0%</u>
	上記を満たし、かつ、算定期間におけるすべての申告を電子申告により行った場合	<u>3.5%</u>
令和13年7月以降分	算定期間におけるすべての申告及び納入を納期内に行った場合	<u>2.5%</u>

※ 算定期間内に納期限を過ぎてから納入した税額があった場合は、交付率を変更することを検討しています。

目次

1. 宿泊税の申告納入について
2. 電子申告・電子納税について
3. 帳簿・書類の整備等について
4. 報償金について
5. **お知らせ事項**

5. お知らせ事項

広報ツール

作成した広報ツールが完成いたしました。
 余剰分を軽井沢町役場 税務課 2 番窓口にて配布いたします。
 ご希望の方は、ぜひご利用ください。

※事前のご連絡は不要です。

※在庫は十分にご用意しておりますが、なくなり次第配布終了となります。

HPにもデータを掲載しております。
 宿泊施設におけるご説明・周知等
 にご活用ください。



所在地 [トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [くらし・手続き](#) > [税金](#) > [宿泊税](#) > [宿泊税](#) > [告知および周知について](#)



A4三つ折りリーフレット



A4三角POP



A3・B2ポスター

5.お知らせ事項

システム改修補助金について

レジシステムの改修等、補助金をご利用いただくことが可能です。

締め切りは設けておりませんが、宿泊税の課税開始となる6月1日までに改修を完了していただく必要がございますので、お早めにご対応いただきますようお願いいたします。

詳細は軽井沢町ホームページをご確認ください。



現在地 [トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [くらし・手続き](#) > [税金](#) > [宿泊税](#) > [宿泊税](#) > システム改修補助金について

本日はご参加いただき
ありがとうございました。

軽井沢町役場 税務課 地域振興税係

shinkozei@town.karuizawa.nagano.jp